

国民健康保険事業の運営状況について

1 三重県国民健康保険事業特別会計の運営状況について（資料②別表 1）

三重県国民健康保険事業特別会計の令和 3 年度決算は、新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えから回復傾向にあり、保険給付費（普通交付金）の支出が令和 2 年度より約 44 億円増加しました。

歳入と歳出の差額は、約 44 億円の黒字（令和 2 年度は約 83 億円の黒字）となり、そこから翌年度精算（返還）額約 20 億円を差し引いた実質的な収支は、約 24 億円の黒字となっています。

これまでのところ、県内市町ごとの国民健康保険事業費納付金の額の決定から各市町への保険給付等交付金の交付に至るまで大きな問題はなく、国民健康保険事業に運営は順調に行われており、今後も、国民健康保険制度を将来にわたって持続的かつ安定的に運営していくため、市町とともに医療費の適正化や財政運営の健全化に努めていきます。

2 県内各市町における保険料（税）の改定状況について（資料②別表 2-1、2-2）

平成 30 年度の制度改正後の各市町における保険料（税）の改定状況は次のとおりとなっています。なお、制度改正に伴う影響により市町から県への納付金相当額の負担が増加するものについては、国、県による補てんを行っています。

- 制度改正後に保険料（税）の引き上げを行ったのは平成 30 年度および令和元年度がそれぞれ 7 市町、令和 2 年度が 6 市町、令和 3 年度が 2 市町、令和 4 年度が 8 市町であり、その主な理由は、高齢化等による医療費の自然増への対応や、市町の基金保有額の減少への対応、決算補てんを目的とした一般会計からの法定外繰入の解消を目的としたものなどとなっています。
- 一方、引き下げを行ったのは平成 30 年度が 3 市町、令和元年度が 1 町、令和 2 年度に引き下げを行った市町はなく、令和 3 年度が 5 市町、令和 4 年度が 4 市町あり、その主な理由は、基金保有額又は繰越金の増加や、被保険者の所得の減少によるものなどとなっています。

（制度改正後の県内各市町における保険料（税）の改定状況）

	引上げ	引下げ	据置き
平成 30 年度	伊賀市、川越町、大台町、御浜町、 紀宝町、大紀町、南伊勢町（7）	松阪市、東員町、玉城町 （3）	（19）
令和元年度	伊勢市、亀山市、木曾岬町、東員町、 川越町、大紀町、南伊勢町（7）	多気町（1）	（21）
令和 2 年度	伊勢市、名張市、尾鷲市、木曾岬町、 東員町、川越町（6）	（0）	（23）
令和 3 年度	伊賀市、東員町（2）	伊勢市、鈴鹿市、多気町、 御浜町、南伊勢町（5）	（22）
令和 4 年度	四日市市、桑名市、朝日町、川越町、 いなべ市、志摩市、伊賀市、大紀町（8）	伊勢市、鈴鹿市、多気町、 南伊勢町（4）	（17）

3 各市町における令和3年度国保特会事業状況について（資料②別表3）

県内各市町における国民健康保険特別会計の令和3年度の事業状況は、別表3のとおりです。なお、県全体の特徴としては概ね次のとおりです。

- 県全体の被保険者数については、前年度に比べて7,932人減少し、35万1,561人となりました（令和2年度 35万9,493人）。
- 県全体の1人あたり医療費については、前年度に比べて23,625円増加し、41万3,677円となりました（令和2年度 39万52円）。
 なお、コロナ禍前の令和元年度39万9,542円と比べると14,135円の増加となっています。
- 県内市町の平均収納率については、前年度に比べて0.52ポイント上昇し、94.23%となりました（令和2年度 93.71%）。
- 県内市町の法定外繰入の状況については、11市町で3億6,030万となっており、前年度に比べて2市町減少しましたが、金額は9,390万4千円増加しています（令和2年度 13市町 2億6,639万6千円）。

4 運営方針記載の国保事業の取組状況（県全体）について（資料②別表4）

「三重県国民健康保険運営方針」において、医療費適正化などの県全体で進める取組は、その状況を県内市町と確認しながら進めることとしており、三重県市町国保広域化等連携会議の場において情報共有を図りながら、取組を進めています。

5 予防・健康づくり等に対するインセンティブへの取組状況について（資料③） （国の保険者努力支援制度と県の保険者取組支援制度）

国では、各自治体の医療費適正化や保険運営の安定化に向けての取組（例えば特定健康診査の受診率や後発医薬品の促進）を指標化し、交付金に反映させる「保険者努力支援制度」を創設し、医療費適正化に向けた取組等を促進しています。

また、県においては、保険者努力支援制度の指標達成を後押しするための交付金として、県独自の「保険者取組支援制度」を創設し、県内市町全体の医療費適正化等に向けた支援を積極的に行っています。

さらに、国では、令和2年度から保険者努力支援制度の中に、新たに「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分を合わせて交付するにより、自治体における予防・健康づくりを強力に後押ししています。（令和5年度：300億円）

市町村の取組状況（獲得点数）を都道府県単位で平均化した「都道府県別市町村平均獲得点」全国順位

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
三重県	32位 (530.52/995点)	34位 (515.76/1000点)	32位 (536.83/960点)	-位 (552.89/940点)
全国平均	555.31/995点	555.54/1000点	564.91/960点	- /940点
交付（予定）額	約73,000万円	約67,100万円	約67,100万円	約69,200万円